

令和2年12月10日

各就労支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労支援事業における在宅サービス提供にかかる
取扱いの変更について(通知)

日頃より本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご尽力いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、令和2年6月19日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就
労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」において、新型コロナウイルスへの対応に
伴う就労支援事業における在宅サービス提供の取扱いを一部変更する旨が示されました。

そのため、本市における就労支援事業所における在宅でのサービス提供を行う場合の要件
につきましても、令和3年1月以降は次のとおり取り扱うこととしますので、ご確認をお願
いします。

なお、本取扱いにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る在宅
でのサービス利用を指すものであることについてご留意ください。

また、今後、国から新たな方針等が示された場合は変更となる場合があることについて、
予めご了承ください。

1 本通知の対象サービス

就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)

2 在宅でのサービス提供の要件について

(1) 利用者の要件

厚生労働省通知において、在宅サービスの対象となる利用者の要件について、「在
宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合」と明記さ
れています。

つきましては、令和3年1月以降に在宅サービスを提供する場合は、別添の「就労
系障害福祉サービスの在宅支援に関する報告書」に必要事項を記入の上、ご提出くだ
さい。

なお、提出先や期日などについては、別紙1「『就労系障害福祉サービスの在宅支
援に関する報告書』の提出にあたっての留意事項について」をご参照ください。

(2) 事業運営等の要件について

令和3年1月以降に在宅サービスを提供する場合の事業運営等の要件については、主に以下の点が**要件として追加されます**。なお、詳細につきましては、別紙2「在宅サービスの提供にあたっての運営上の要件について」をご参照ください。

<主な変更点>

- ・運営規程に、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。

運営規程に記載がない場合は、運営規程を改定し、変更届を提出してください。

- ・事業所職員による訪問、在宅利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

- ・月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者の通所により、利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。

以上

<問い合わせ先>

健康福祉局地域包括ケア推進部

福祉基盤課 指導班

042-769-9226

高齢・障害者支援課 障害認定・給付班

042-769-8272